

長司発28第540号
平成28年10月18日

各高等学校校長殿
同社会科担当/家庭科担当教諭殿
同進路指導担当/生活指導担当教諭殿
同消費者教育担当教諭殿

長野県司法書士会
会長 室賀 真喜男 (公印省略)

～無料出前授業～

「未成年のための司法書士市民法律教室」のご案内

清秋の砌、皆様におかれましては益々ご清祥のことと拝察申し上げます。

さて、当会が例年実施しております「未成年のための司法書士市民法律教室」について、28年度版のご案内をお送りさせていただきます。

総務省の発表によると、高校1年生のスマートフォン保有率は約90%にも及んでおり、手軽に使えるインターネット端末として高校生には必須のアイテムとなっているようです。しかし、悪質なサイトに誘導するアプリも多数存在し、安易なダウンロードにより高額請求等の被害に遭遇する機会も増えています。また、LINEなどのSNSを利用した犯罪は多種多様で、特に成りすましによる詐欺や性犯罪に巻き込まれるケースは後を絶ちません。この市民法律教室では、インターネット、携帯電話、スマートフォンでの犯罪被害の実態、悪質商法の手口、クレジットカード、消費者金融などの安易な利用から生じる多重債務問題などを、高校生のうちから学んでいただき、それらの被害を未然に防ぐこと、万一、犯罪等に巻き込まれたときの対処方法や解決策を知ってもらうことを主な目的としています。担当する講師は難しい法律用語等は使わず、平易な言葉を使うよう努めておりますので、きっと高校生にもご理解いただけるものと考えています。

昨年度は県下24校からお申込みをいただき、34講座、延べ4,686人の方々が受講されました。この機会にぜひ、お申込みいただきたくご案内申し上げます。

なお、実施希望日、講義内容、時間、受講される学年や場所については、できる限りご希望に合わせて調整させていただきますので、お気軽にご相談下さい。

※ 「教職員並びにPTAを対象とした市民法律教室」も実施しております。この市民法律教室は消費者問題に限らず、「相続」・「家族問題」・「成年後見」など幅広いテーマを用意しています。お問い合わせは当会026-232-7492までお願いします。

※ 長野県司法書士会では、高校での消費者教育の取り組みを幅広く知ってもらうため、マスコミにも情報提供しています。法律教室の実施にあたり、情報提供(学校名・実施日・時間・対象学年、受講人数)・取材受け入れの可否についても、申込書に是非ご記入ください。

「未成年のための司法書士市民法律教室」実施要領

【実施期間】

平成29年1月から平成29年3月まで

(※上記期間以外をご希望される場合は、一度ご相談ください。)

※平成28年11月と12月は募集を締め切らせて頂きましたが、ご希望があれば、一度ご相談下さい。

【実施費用】

無料です。[ただし、生徒用配布資料の印刷(コピー)は貴校でお願いします。]

【申込方法】

同封の申込書を郵送又はファクシミリにより下記へお送りください。

〒380-0872 長野市妻科399番地 長野県司法書士会

TEL (026) 232-7492/FAX (026) 232-6699

【申込期限】

・~~平成28年10月～12月の間に開催を希望される場合 → 平成28年8月31日まで~~

・平成29年1月～3月の間に開催を希望される場合 → 平成28年12月10日まで

(※学校の計画等の事情から上記と異なる日程での開催にも対応します。お気軽にご相談ください。)

【講義内容等】

次の中からお選びください(複数選択可)。

1 「インターネット・携帯電話・スマートフォンによるトラブル」

インターネットやスマートフォンは世界と繋がっています。セキュリティーをおろそかにしていると、個人情報簡単に盗まれてしまいます。アカウントを乗っ取られ、知らないうちに悪質なメール詐欺に使用されていた。こんな経験をされた方も数多く居られるのではないのでしょうか。このテーマでは、ネット等を利用した金銭トラブル・出会い系サイト、オークション、架空請求、オンラインゲーム、ネットゲームの利用による高額な請求などの被害事例や、騙されないための知識と対処法を紹介し、インターネット等の上手な利用法を学習します。

2 「クレジットの仕組み」「キャッシング・ローンの怖さ」

クレジットカードは便利である反面、使い過ぎによる多重債務や返済不能といった事態を招きます。また、最近では各銀行がカードローンを積極的に展開し、より簡単にお金を借りることが可能になっていますので、クレジットカードやカードローンの仕組みを理解してもらい、カードの危険性、上手な付き合い方を考えます。※スマートフォン機種代金の分割払いの落とし穴、仕組みについても紹介します。

3 「悪質商法についてー絵画・貴金属品・エステ・語学教室」

若者を狙った悪質商法の手口を紹介します。案外、悪質商法の被害に遭っているという自覚がない場合も多く、潜在的被害者は相談に至った人の数倍はいるとも言われています。クーリングオフの方法やクレジット契約との関係等を、実際の相談事例を交えて学習します。

4 「マルチ商法について」

マルチ商法やネットワークビジネスといわれる商品の販売形態は数多く報告されています。言葉巧みに言い寄る誘いから逃れることができるのか…などマルチ商法やネットワークビジネスの基本知識、被害を未然に防ぐ考え方などを学習します。

5 「契約って何？」

契約はいつ成立しているの、契約書の作成は必要か、など、契約に関する基礎知識、印鑑と印鑑証明書の意味、保証人・連帯保証人の責任など、契約にまつわる基本を学習します。

6 「労働に関する基礎知識」

ブラック企業という言葉が一般的になっていますが、在学中のアルバイトや卒業後に就職した際、経営者の無謀な要求にどう対処すべきか、働いたのに、お給料がもらえないなどのトラブルに巻き込まれないように、最低限の知識は持つておくべきではないでしょうか。労働トラブルに巻き込まれた際にどうすべきか、労働（雇用）に関する基礎知識を学習します。

7 「犯罪・薬物について」

アルバイトのつもりが特殊詐欺の集団の一員となってしまった、など、思いがけずに犯罪に加担してしまったり、軽い気持ちで脱法ハーブ、危険ドラッグ等の違法薬物等に手を出したりすると、犯罪者となるだけでなく、人生そのものが一変してしまいます。若者を巻き込むさまざまな事例を基に、犯罪に巻き込まれないように手口を学習します。

8 その他

上記1～7以外のテーマをご希望される場合は、ご希望するテーマを申込書に具体的にご記入いただきますよう、お願いします。

【講義時間等について】

通常の授業時間50分～100分(1コマ～2コマ)程度を予定しています。ただし、特別授業枠での開催など、貴校のご都合に沿うようできる限り調整いたしますので、申込み用紙に希望する講義時間をご記入ください。

なお、講義時間により内容は調整させていただくことがあります。

【実施例】

総合学習、ホームルーム、家庭科、学年研修会、3年生の卒業間近の登校日の授業などの時間に開催している学校が多いようです。

【講義場所について】

クラス単位から学年単位での講義まで、貴校のご要望にお応えします。

ただし、派遣講師の人数に限りがあり、他校と開催日が競合した場合などは複数の講師派遣が困難な場合があります。その際は、当会担当者からご連絡させていただきます。

【事前打ち合わせについて】

申込書受領後、担当講師（複数の場合は講師代表者）からご連絡を差し上げます。

その際、よりスムーズな講義ができるよう、生徒の進路や進学・就職の割合、都会への転居等についても参考情報としてお尋ねしたいと考えますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

なお、万一、開催日の1週間前までに担当者からの連絡がない場合には、お手数ですが、当会事務局（026-232-7492）までお問い合わせください。